

箱根地区水道事業包括委託  
(第3期)  
募集要項

令和5年5月  
神奈川県企業庁

## 目 次

第1章 事業の目的、概要 .....	1
1 本事業の背景・目的 .....	1
2 対象業務 .....	1
3 業務委託の方式 .....	1
4 業務要求水準 .....	1
5 事業期間 .....	2
6 本事業の引継ぎ .....	2
7 業務におけるリスク .....	2
(1) リスク分担の基本的な考え方 .....	2
(2) 本事業で想定されるリスク .....	2
第2章 事業者の選定に関する事項 .....	3
1 参加資格に関する事項 .....	3
(1) 用語の定義 .....	3
(2) 応募者の構成等 .....	3
(3) 応募者の参加資格要件 .....	3
(4) 参加資格確認基準日 .....	4
2 事業者選定スケジュール .....	4
3 参加手続 .....	5
(1) 募集要項等資料の公表 .....	5
(2) 参考資料の配布 .....	5
(3) 質問の受付及び回答 .....	5
(4) 参加資格確認申請書 .....	5
(5) 資格審査結果の通知 .....	6
(6) 現地確認 .....	6
(7) 参加の辞退 .....	6
(8) 基礎審査及び提案審査の提出書類 .....	6
4 事業計画額の積算 .....	7
(1) 見積上限額 .....	7
(2) 見積りにあたっての留意事項 .....	7
5 事業者選定手続き .....	8
(1) 選定方式 .....	8
(2) 審査会の設置 .....	8

(3) 審査の方法 .....	9
(4) 提案審査の方法 .....	9
(5) 選定事業者の決定 .....	9
(6) 選定結果の通知及び公表 .....	9
(7) その他留意点 .....	9
第3章 事業契約締結等 .....	10
1 契約の締結等 .....	10
(1) 基本協定の締結 .....	10
(2) 特別目的会社（SPC）の設立 .....	10
(3) 事業契約の締結 .....	10
(4) 基本契約の見直し .....	10
(5) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置 .....	10
別紙 リスク分担表 .....	11



## 第1章 事業の目的、概要

### 1 本事業の背景・目的

企業庁は、国内水道事業者が抱える水道料金の減収、施設更新費用の増大、職員不足などの事業運営上の課題を解決する方策の一つとするため、箱根地区水道事業包括委託（第1期：平成26年度～平成30年度、第2期：令和元年度～令和5年度）を実施し、「公民連携かながわモデル」の構築に取り組んできた。

第1期では、受託者が水道事業運営のノウハウを適切に習得し、業務が滞りなく実施されていることやICT技術の活用などの民間ノウハウも発揮されていることが確認され、公民連携モデルの基盤を構築した。

第2期では、業務モニタリングの効率化や、委託期間内における工事の実施時期等の自由度を拡大するなどして、中小水道事業者が導入しやすい汎用性のある公民連携モデルの構築に取り組んだ。

第3期である本事業では、第1期、第2期を通じて、受託者による事業運営が安定的かつ効率的に行われていることから、箱根地区水道事業は、引続き包括委託とし、構築した「公民連携かながわモデル」の本格運用を行う。

### 2 対象業務

本事業対象業務については、以下のとおりである。各業務に関する詳細は「箱根地区水道事業包括委託（第3期）業務要求水準書」（以下、「業務要求水準書」という。）に記載する。

- (1) 管理業務（庁舎管理、関係機関との連絡調整、営業時間外業務等）
- (2) 運営業務（窓口、料金等徴収、量水器点検、未納整理業務、検満・故障量水器取替等）
- (3) 施設関連業務（運転監視制御、水質管理、維持管理）
- (4) 施設更新計画等原案作成提案業務（令和11年度～令和15年度以降の施設更新工事計画案作成業務）
- (5) 危機管理業務（災害時対応、災害対策訓練等）
- (6) その他業務（立入検査対応、箱根温泉原水供給、箱根地区水道事業標準業務フローの修正等）

### 3 業務委託の方式

本事業は、水道事業者としての事業主体、水道事業経営及び施設保有は引続き県企業庁が担い、その他、上記「2 対象業務」に挙げる水道事業運営に係る業務及び管路・水道施設の工事等を一括して受託事業者へ委託する「包括委託」とする。

したがって、水道料金については、受託事業者が収納に係る業務を行い、県企業庁が収入することとし、水道事業運営に係る費用については、県企業庁が委託費として受託事業者へ支払うものとする。

### 4 業務要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等及び受託事業者が満たすべき業務の水準は、業務要求水準書に示す。受託事業者による業務開始後、民間企業の経験と創意工夫

に基づく提案が現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には契約変更により業務要求水準書を見直すものとする。

## 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和16年3月31日までとする。

## 6 本事業の引継ぎ

県企業庁から受託事業者への業務の引継ぎは、箱根地区水道事業を安全・安心・安定的に実施するための重要な要素であることから、引継業務も包括委託範囲に含めるものとし、引継期間は契約締結の日から令和6年3月31日までとする。引継ぎは、現在の箱根地区水道事業包括委託の受託事業者からも協力を得る予定である。

なお、受託事業者に生じる引継業務に要する費用は本事業の受託事業者の負担とする。

## 7 業務におけるリスク

### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。県企業庁と受託事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

### (2) 本事業で想定されるリスク

本事業で想定されるリスクの分担については本書別紙「リスク分担表」及び「箱根地区水道事業包括委託（第3期）基本契約書（案）（以下、「基本契約書（案）」という。）」によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。

## 第2章 事業者の選定に関する事項

### 1 参加資格に関する事項

#### (1) 用語の定義

単独事業者：本事業に単独で応募する事業者をいう。

共同事業体：本事業に応募する複数の事業者で構成される団体をいう。

代表事業者：共同事業体を構成する事業者のうち、当該共同事業体を代表する事業者をいう。

構成事業者：共同事業体を構成する事業者のうち、代表事業者以外の事業者をいう。

選定事業者：県企業庁による選定の結果、本事業の相手方に決定した単独事業者又は共同事業体をいう。選定事業者は県企業庁との間に本事業に係る基本協定を締結する。

受託事業者：県企業庁と本事業の契約を締結し、本事業を遂行する事業者をいう。

#### (2) 応募者の構成等

ア 応募者の形態は、単独事業者による応募又は共同事業体による応募のいずれも可とする。

イ 共同事業体で応募する場合は、代表事業者1者を定めることとする。

ウ 共同事業体で応募する場合、代表事業者は、本事業の応募に係る手続の全てを行う。構成事業者が、代表事業者の代わりに手続きを行うことはできない。

エ 本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から選定事業者との事業契約締結までの間、代表事業者の変更、構成事業者の変更及び追加は原則として認めない。ただし、基礎審査及び提案審査書類の提出期限までの間で県企業庁がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

オ 一つの事業者が重複して本事業に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該事業者単独の応募及び当該事業者が構成員となっている共同事業体の応募は無効とする。

#### (3) 応募者の参加資格要件

次の項目のうち、アからクまでの要件は、単独事業者、代表事業者及び全ての構成事業者が満たさなければならない。また、ケの要件は、応募者が単独事業者の場合は単独事業者が、共同事業体の場合は代表事業者又は構成事業者のうち1者以上が満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

イ 神奈川県入札参加資格者名簿に登録されている者であること（簡易な申請方法による登録業者を除く）。

ウ 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

エ 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

- オ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
- (ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- カ 令和 4 年度委託「箱根地区水道事業包括委託公募資料等作成業務委託」又は令和 5 年度委託「令和 5 年度箱根地区水道事業包括委託公募資料等作成業務委託」を受注した法人又はその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）でないこと。
- キ 労働保険加入事業所であること。
- ク 神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- ケ 水源・浄水場・ポンプ所・配水池等の運転監視制御業務の実施を担う者は日本国内において、水道事業者又は水道用水供給事業者が発注する浄水場の運転管理業務を受託した実績があり、かつ当該業務の経験年数が 3 年以上ある者を配置できること。

#### (4) 参加資格確認基準日

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
- イ 参加資格申請書提出後から提案書提出までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、当該単独事業者又は共同事業体は参加することができない。
- ウ 提案書提出後から選定事業者決定までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、県企業庁は当該単独事業者又は共同事業体を落札者決定のための審査対象から除外する。

## 2 事業者選定スケジュール

事業者の選定は、次の日程で行う。

募集要項等資料の公表	令和 5 年 5 月 30 日（火）
質問の受付	令和 5 年 6 月 7 日（水）～ 6 月 13 日（火）
質問の回答	令和 5 年 6 月 30 日（金）
参加資格確認申請書の受付	令和 5 年 7 月 7 日（金）
現地確認	令和 5 年 7 月下旬
資格審査結果の通知	令和 5 年 7 月 14 日（金）
基礎審査及び提案審査に関する提出書類の受付	令和 5 年 8 月 17 日（木）
書面による審査	令和 5 年 9 月下旬～10 月上旬
ヒアリング	令和 5 年 10 月上旬～10 月中旬



選定事業者決定通知	令和5年10月中旬～10月下旬
基本協定締結	令和5年11月
特別目的会社（SPC）の設立	令和5年11月
事業契約の締結	令和5年12月
事業開始	令和6年4月1日0時

(注) 応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

### 3 参加手続

本事業の受注を希望する単独事業者又は代表事業者（以下、「参加表明者」という。）は、以下の手続に従うものとする。

#### (1) 募集要項等資料の公表

募集要項等資料は、「かながわ電子入札共同システム」及び県企業庁ホームページで公表する（一部資料は、システムの都合上、県企業庁ホームページでのみ公表する。）。

#### (2) 参考資料の配布

本事業の事業者選定に係る説明会は開催しない。

なお、本事業の受注を希望する事業者を対象に本委託業務の提案書類作成に必要な参考資料をCD-Rで配布する。希望者は令和5年5月30日（火）から7月7日（金）までに（4）ウに示す連絡先に電話連絡の上、県企業庁が指定する日時に来庁して受け取る（郵送及び電話連絡当日の配布は行わない）。なお、当該CD-Rの受け取りには、未開封のCD-R（650MB以上、CD-RWでも可）1枚と引き換えとする。

危機管理に係る参考資料については、資格審査結果通知後、提案書提出までの期間に同様の手続で配布する。

#### (3) 質問の受付及び回答

令和5年6月7日（水）午前9時から6月13日（火）午後5時まで県企業庁ホームページ上で受け付ける（その他の方法による質問は受け付けない）。質問の回答は、令和5年6月30日（金）に県企業庁ホームページ上に掲載する。なお、再質問は受け付けない。

#### (4) 参加資格確認申請書

参加表明者は、参加資格確認申請書を、次のとおり提出すること。

なお、提出書類の作成については、「提案書作成要領」に従うこと。

##### ア 提出日

令和5年7月7日（金）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※令和5年6月30日（金）から7月6日（木）まで（土日を除く。）の、午前9時から午後5時の間（正午から午後1時までの時間を除く。）にウの連絡先に電話連絡の上、その際県企業庁が指定した時間

イ 提出方法

県企業庁が指定した時間に、参加表明者が持参すること。郵送等による提出は受け付けない。

ウ 連絡先及び提出場所

神奈川県企業庁企業局水道部浄水課水質・公民連携グループ  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1（県庁新庁舎 10 階）  
電話 045-210-1111 内線 7260

**（５）資格審査結果の通知**

資格審査の結果は、県企業庁から参加資格確認申請を行った者に対して、令和 5 年 7 月 14 日（金）までに電子メールにより通知する。

当該通知の際、資格審査を通過した者に対しては、それぞれに提案受付番号を交付する。併せて、この時に現地確認の希望の有無の確認等を行う。

参加資格を有していないと認められた参加資格確認申請者に対しては、その理由についても付記する。疑義が生じた場合は、参加表明者が次のとおり書面により請求すること。

ア 請求期限：資格審査結果通知に記載

イ 請求場所：（４）ウ 連絡先及び提出場所と同じ

ウ 請求方法：苦情申立書（様式 A-9）により持参又は郵送（配達証明付）すること。

エ 回答時期：請求期限の翌日から 5 日以内（閉庁日を含まない。）に請求者に対し、書面により回答する。

**（６）現地確認**

資格審査を通過した者のうち現地確認を希望する者は、業務要求水準書 添付資料 1 に示す包括業務委託施設のうち、希望する施設を確認することができる。なお、一部施設は確認できない場合がある。日程は県企業庁が指定する。確認を希望する場所については、資格審査結果の通知後に調整する。

**（７）参加の辞退**

資格確認申請書を提出した者が参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式 A-8）を令和 5 年 8 月 16 日（水）までに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず配達証明付とし、令和 5 年 8 月 16 日（水）までに必着すること。

参加辞退書を提出した者は、当初より参加しなかったこととして取り扱うが、期限までに参加辞退書を提出しないで提案書類を提出しなかった場合は、その者を選定結果公表時に公表する。

**（８）基礎審査及び提案審査に関する提出書類**

資格審査を通過した者は、提案書作成要領に定める基礎審査及び提案審査に関する提出書類を次のとおり提出すること。

ア 提出日

令和5年8月17日(木)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

※令和5年8月9日(水)から8月16日(水)まで(土日を除く。)の、午前9時から午後5時の間(正午から午後1時までの時間を除く。)に(4)ウの連絡先に電話連絡の上、その際県企業庁が指定した時間

イ 提出方法

県企業庁が指定した時間に、参加表明者が持参すること。郵送等による提出は受け付けない。

ウ 提出場所

(4)ウ 連絡先及び提出場所と同じ。

#### 4 事業計画額の積算

##### (1) 見積上限額

収益的支出(固定費、変動費、経常修繕費、計画修繕費)と資本的支出(施設更新費)のそれぞれについて見積もること。

ア 収益的支出見積上限額 7,651,807千円(消費税及び地方消費税込み)

イ 資本的支出見積上限額 2,021,458千円(消費税及び地方消費税込み)

本事業の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲内でそれぞれ別途、県企業庁が算定する。双方又はどちらか一方が予定価格を上回った提案は、失格とする。

##### (2) 見積りにあたっての留意事項

ア 変動費関係

年間計画送水量及び箱根温泉供給(株)の温泉原水供給に係る年間計画揚水量の影響を受ける変動費(動力費、薬品費)の額を提案書に記載すること。

基準となる年間計画送水量は、2,940,000立方メートル、年間計画揚水量は、887,364立方メートルとする。

提案書に記載する変動費のうち、薬品費及び動力費の額は、提案書様式3-5及び3-6の注に従って見積もること。

イ 経常修繕費関係

経常修繕費の年額は、60,000千円(消費税及び地方消費税抜き)とする。

ウ 施設更新費

配水池耐震化工事業務のうちの建設工事費については、詳細設計後に金額が確定するため、提案時は0円として見積もること。

エ 消費税関係

価格提案における消費税及び地方消費税は、一律10%で計算すること。

※参考金額

県企業庁が、予算検討時において一定の条件に基づいて想定した各業務の金額は次のとおりである。なお、この金額は、見積上限額として県企業庁が示しているものを除き、

応募者の提案を束縛するものではない。

項目			金額（千円）
収益的支出 関連経費 (10年間分)	固定費	本事業の実施にあたり固定的に係る費用（人件費、通信運搬費、外部委託費、賃借料、雑費、保険料、消耗品費、光熱水費等）	3,934,047 千円
	変動費	本事業の実施にあたり変動的に係る費用（薬品費、動力費）	1,600,310 千円
	経常 修繕費	契約段階では工事箇所を特定しない経常的な修繕工事（漏水修理等）	600,000 千円
	計画 修繕費	県企業庁が定める修繕計画に基づき、契約当初に工事箇所を特定する修繕工事	821,836 千円
	小計		6,956,193 千円
	小計（税込）		7,651,807 千円
資本的支出 関連経費 (5年間分)	施設 更新費	県企業庁が定める施設整備計画に基づき契約当初に工事箇所を特定する更新工事	1,837,690 千円
	小計		1,837,690 千円
	小計（税込）		2,021,458 千円

※小計（税込）の金額は、端数処理の都合により小計の金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額とは一致しません。

※令和 11 年度～令和 15 年度の資本的支出関連経費については、基本契約書（案）のとおり、契約締結後に決定する。

## 5 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「箱根地区水道事業包括委託（第 3 期）提案書審査基準（令和 5 年 5 月）」（以下、「提案書審査基準」という。）に示す。

### （1）選定方式

本事業は、事業者の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、本事業における事業者の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

### （2）審査会の設置

本事業における事業者選定について、専門的知見からの意見を聴取するため、「箱根地区水道事業包括委託（第 3 期）事業者選定審査会」を設置する。県企業庁は、審査会委員からの意見を踏まえ、事業者を選定する。なお、審査会の構成は次のとおりだが、委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないように、選定事業者の公表までの間は非公表とする。

- 有識者 3 名
- 専門家 1 名

○自治体職員

1名

### (3) 審査の方法

審査は、以下の通り、資格審査、基礎審査及び提案審査から構成される。

資格審査		・参加資格要件を満たしていることを確認
基礎審査		・提案委託費が予定価格以下であることを確認 ・業務要求水準書の要件を満たしていることを確認 ・提案委託費算定の確認 ・応募者（単独事業者、代表事業者及び構成事業者）の財務的な契約履行能力の確認
提案審査	業務提案評価	・業務提案に関する得点化
	価格提案評価	・価格提案に関する得点化

### (4) 提案審査の方法

提案審査は、書面による審査とヒアリングを行う。なお、書面による審査時に必要に応じて応募者に対し文書による確認を行う。文書による確認及びヒアリングの詳細については、基礎審査結果の通知以降に参加表明者に別途通知する。

### (5) 選定事業者の決定

県企業庁は「業務提案評価」に係る得点（業務提案得点）と、「価格提案評価」に係る得点（価格提案得点）の合計（総合得点）が最も高い点数の提案をした者を選定事業者として決定する。

### (6) 選定結果の通知及び公表

令和5年10月中旬～10月下旬に選定結果を参加表明者に通知する。なお、選定後、全ての応募者の名称及び選定事業者を「かながわ電子入札共同システム」及び県企業庁ホームページ上で公表する。

### (7) その他留意点

応募に当たっての費用は応募者が負担し、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、展示、その他県企業庁が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、県企業庁はこれを使用できるものとする。

なお、本公募型プロポーザルに関して提出された書類は、応募者へ返却しない。

## 第3章 事業契約締結等

### 1 契約の締結等

#### (1) 基本協定の締結

県企業庁と選定事業者は、提案書等の提出書類に基づき箱根地区水道事業包括委託（第3期）基本協定（以下「基本協定」という。）を締結し、事業契約の締結に向けて協議をする。

#### (2) 特別目的会社（SPC）の設立

選定事業者は、事業契約の締結日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態をとった本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（Special Purpose Company、以下、「SPC」という。）を設立しなければならない。設立したSPCの所在地は神奈川県内とする。

なお、事業目的を変更する場合は、県企業庁と事前協議を行ったうえで予め県企業庁の承認を得なければならない。

選定事業者が、単独事業者である場合は当該単独事業者が、共同事業者である場合は当該共同事業者を構成する全ての事業者が、SPCに対して出資することを要し、選定事業者において議決権株式の過半数を保有する。選定事業者が共同事業者の場合は、代表事業者の出資比率が全出資者の中で最大でなければならない。

選定事業者以外で出資のみを行う者は、参加資格要件のうち、アからクまでの全ての要件を満たさなければならない。

出資者がSPCに係る保有議決権株式を譲渡又はその他の方法により処分する場合には、事前に県企業庁の承認を得なければならない。

#### (3) 事業契約の締結

県企業庁とSPCは全事業期間に関する事業契約として、SPCの設立後速やかに基本契約を締結し、それに基づいて年度毎に実施契約を締結する。

#### (4) 基本契約の見直し

令和11年4月1日以降から事業終了までの期間に関する施設更新工事計画の原案を受注者が作成し、これを県企業庁が承認した場合に、当該計画の実施開始前までに、県企業庁とSPCは基本契約を変更する。

#### (5) 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、県企業庁と選定事業者は、誠意をもって協議する。

## 別紙 リスク分担表

リスク分担表に係る詳細については、「基本契約書（案）」に記載している。

分類	リスクの内容	発注者負担	受注者負担
構想・計画リスク	包括委託事業の実施に関連する条例や予算措置の変更・中断・中止・遅延に関するもの	○	
	国や県の政策変更による事業の変更・中断・中止・遅延等に関するもの	○	
	上記以外を原因とする事業内容・用途の変更に関するもの	○	
法制度等 リスク	本事業に直接関係する法制度・許認可等の新設・変更に関するもの	○	
	法制度・許認可等の新設・変更に関するもの		○
許認可 リスク	行政指導に伴うコスト増に関するもの	○	
税制変更リスク	本事業に影響を及ぼす新たな税の導入や税制の変更（消費税等）に関するもの	○	
	受注者の利益に関わる新たな税の導入や税制の変更に関するもの（法人税等）		○
環境悪化リスク	発注者が計画した工事で、工事实施の結果として発生する環境変化に関するもの	○	
	引き継ぎ完了後の事業期間での業務による環境の悪化(大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下、騒音、振動、光、臭気、電波障害、日照障害など)に関するもの	○	○
第三者賠償 リスク	住民訴訟（断水、赤水、水質悪化等に伴う訴訟）に関するもの	○	
	業務による環境の悪化により生ずる損害に関するもの		○
応募リスク	募集要項の内容の誤りや変更等に関するもの	○	
	本事業への参加意思を表明して、提案を行い、契約交渉を行うことに伴うコストに関するもの		○
契約締結 リスク	基本協定を締結以後に、選定事業者の事情で会社設立ができないことに関するもの（所要資金の確保や許認可の獲得も含める）		○
契約解除 リスク	発注者の許可を得ることなく、受注者を構成する事業者が交代することに関するもの		○

分類	リスクの内容	発注者負担	受注者負担
お客さま対応リスク	水道料金改定に関する議会及びお客さまへの説明・周知に関するもの	○	
	本事業を包括委託事業として実施することに関する住民の反対運動、訴訟に関するもの	○	
	お客さまからの住民監査請求、訴訟提起等に関するもの	○	
	上記以外に関するもの		○
デフォルトリスク	発注者側のデフォルト（支払遅延、停止等）に関するもの	○	
	受注者側のデフォルト（事業放棄、破綻、契約違反、債務不履行によるもの）に関するもの		○
（受託者への移管時）施設リスク	業務引き継ぎ前の施設管理不備によるもので、発注者側が受注者に提示していなかった事象を原因とするものに関するもの	○	○
	包括委託開始に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの		○
	次期事業者への引き継ぎに使用する「標準業務フロー」の不備による業務トラブルに関するもの		○
	事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの	○	○
用地リスク	工事予定地の確保や土壌問題に関するもの（工事等により発生した場合）	○	
事故災害(含む不可抗力)リスク	自然災害（暴風、竜巻、落雷、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象を原因として生ずる被害）、戦争、暴動、テロ、敵対行為、内乱、市民騒擾による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止その他不可抗力による損害に関するもの	○	
	火災、爆発（火の不始末、不審火、ガス爆発等）、第三者行為、外来事故（破壊行為、盗難、汚損等、航空機の物体落下）による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止による損害に関するもの（不可抗力による損害に関するものを除く）	○	○
	電気的事故・機械的事故（劣化等による電気、機械設備の故障）による損害	○	○
	公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故）、導水管、送配水管等の事故（放漏水、浸水、赤水）による損害に関するもの	○	○
	伝染病の発生に伴い法令や行政からの指示で業務運営が行えなくなったとき、あるいは新たな業務が必要になったことによる負担の増加に関するもの	○	
	湧水（給水制限、給水停止）による損害に関するもの	○	



分類	リスクの内容	発注者負担	受注者負担
	外因性水質事故の発生時に受注者が仕様書等に基づき適切に対処しても生じた損害に関するもの	○	
原水リスク	取水される原水の量及び水質が水道用として供する水準を保てなくなることに係るもの	○	
	上記以外の事象で受注者の運営管理義務の不履行に関するもの		○
要求水準不適合リスク	既存の施設及び設備の機能性能不足（計画、設計不適、既存施設設備の欠陥）に関するもの	○	
	設備機器の更新サイクルの上昇（法令の変更、企業庁からの要求、設備機器の機能向上（変更）などによるもの）に関するもの	○	
	各種管理・運用計画の不備、施設・設備の不適合に関するもの		○
	各種業務マニュアルの整備不足・不備に関するもの		○
	要求仕様不適合（施工・使用薬品不良を含む）に関するもの		○
工事遅延リスク	受注者が実施する工事の監理に関するもの		○
	受注者が工事を発注し、発注者が検収終了後に当該設備等を譲受するまでの工事費用に関するもの		○
	工事請負契約等の業務発注に関するもの		○
計画外工事発生リスク	発注者及び受注者の責にない原因による修繕費の増大に関するもの	○	
	契約締結時に取り交わした施設更新及び計画修繕からの変更に伴う所要費用の変動に関するもの	○	○
	発注者が計画した工事で、発注者側の調査・計画の仕様不備や誤りに起因する損害（ex. 費用増加、工事中止・変更・遅延）	○	
	工事実施の際に発生する地中埋設物（上下水道管、ガス管、電気ケーブル等）の工事実施時の取扱いに関するもの	○	○
システム運営リスク	「上下水道料金管理システム」や「管路情報システム」など発注者が運営管理するシステムの障害に関するもの	○	
	前掲システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		○
	発注者側の情報セキュリティ対策の不備等に起因する損害	○	
緊急時・非常時対応リスク	危機管理事象が発生したときの対応に関するもの	○	
	緊急状況発生時で発注者の指揮命令系統下での損害発生（緊急状況を原因とするもの）に関するもの	○	

分類	リスクの内容	発注者負担	受注者負担
	緊急状況発生時で発注者の指揮命令系統下での受注者の損害に関するもの	○	
経費上昇リスク	事業期間中のインフレ・デフレに関するもの	○	○
	受注者の要因で増大する経費に関するもの		○
	上の2つ以外の原因による経費の増大に関するもの	○	○
(発注者への業務移管時) 施設リスク	業務引き継ぎ前の施設管理不備によるもので、受注者が発注者に提示していなかった事象に関するもの	○	○
	受託した施設での引き継ぎ前での整備不良などを原因とするもので受注者が発注者に提示していた瑕疵に関するもの	○	
	包括委託終了に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの	○	
	事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの	○	○

### 【本事業に関する問合せ先】

#### ○契約又は事務手続きに関すること

神奈川県企業庁企業局財務部会計課  
 電話：(045)210-1111(代表) 内線 7042  
 FAX：(045)210-8900

#### ○本募集に関すること

神奈川県企業庁企業局水道部浄水課  
 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1  
 電話：045-210-7260  
 URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/div/3155/>

※ただし、提案、本募集要項に関する質問は、「3(3)質問の受付及び回答」に記載の期間及び方法に限る。